

JMS

JAPAN MEDICAL SOCIETY

Aug. 2008



巻頭特集

老年期の医療を考える — 国民の健全な生涯のために

日本の高齢者介護への提言

廣瀬輝夫 (日本医療経営学会理事長、秀明大学名誉教授、元ニューヨーク医科大学臨床外科教授)

後期高齢者医療・介護の現場における可能性と限界

伊藤正治 (医事評論家)

「報道事例に学ぶ医薬品使用時の安全管理 — そのポイントと対策」

肥満症治療学会が旗揚げ — 外科分科会設け、手術の可能性探る 小川 明 (共同通信編集委員)

術後突然死を防ぐために — 術後の「静脈血栓塞栓症」予防で教える多くの命

救急医療の現状 — 都立墨東病院救急救命センター・濱邊祐一部長の講演から

世界的な多発性硬化症 (MS) 啓発活動「THE IMAGE OF MS」キャンペーンを日本で開始

脂質異常症・記者セミナー「特定健診開始による脂質異常症診断・治療・予防の変化」

「スリーサム・イン福岡」第45回日本眼感染症学会・第42回日本眼炎症学会・第51回日本コンタクトレンズ学会総会から

緑内障患者組織がホットラインを開設 — 早期発見、早期治療に向け相談に応じる

サマータイムで眠り乱す恐れ — 睡眠学会が報告、反対声明

AD Forumがアトピー性皮膚炎の診療に与えたインパクト

微量採血用穿刺器具についての説明会 — BDの考える安全とは

第51回日本糖尿病学会年次学術集会から 大串英明 (医療ジャーナリスト)

東京大学薬友会講演会から「ビッグファーマの将来に向けたグローバル戦略」

連載：医療経営について (第11回) 基金拠出型医療法人 (その1) その特徴・開設のしかた

松田純一郎 (公認会計士・認定登録 医療経営コンサルタント)

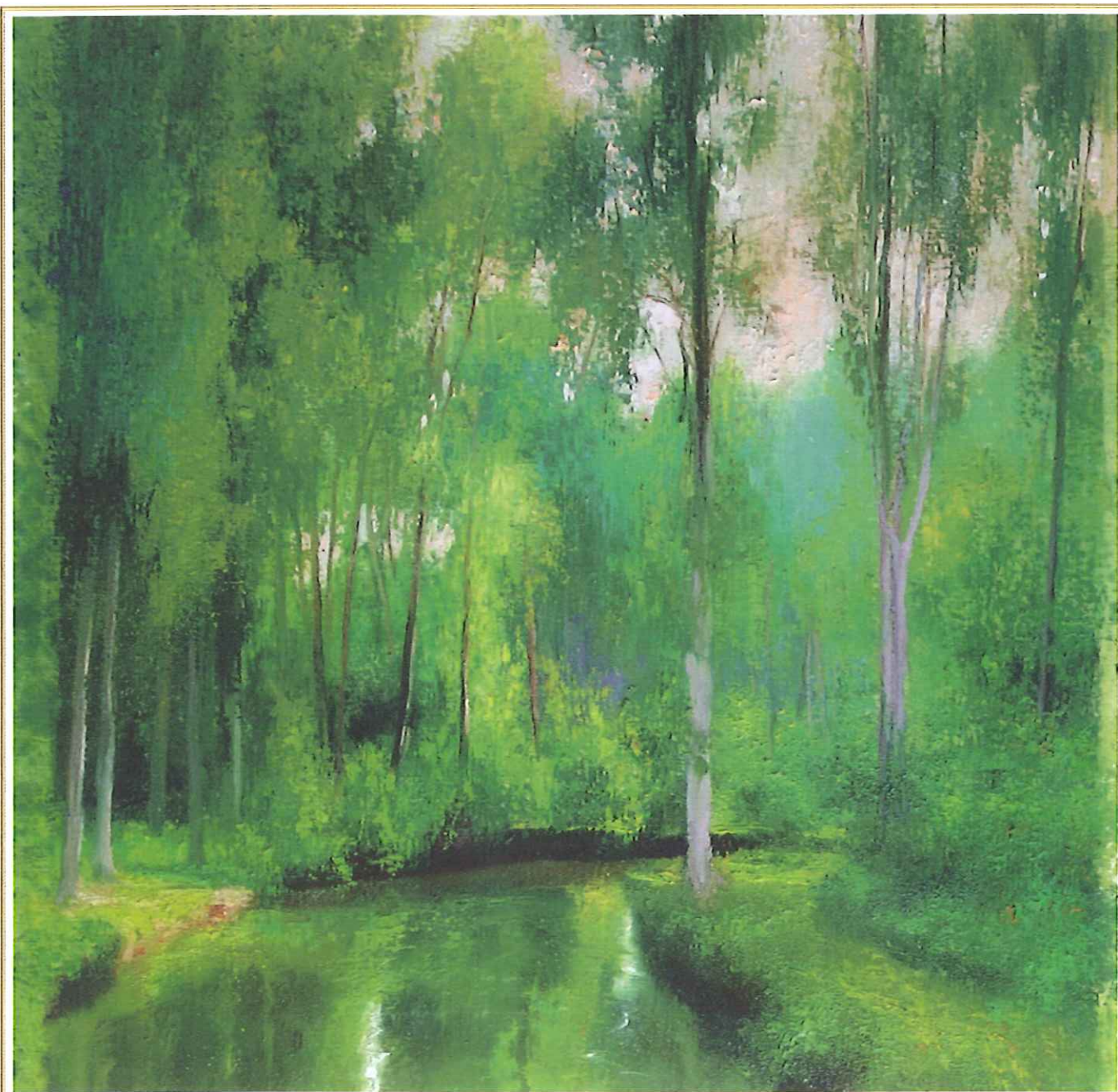
Medical Who's Who (Vol. 75)

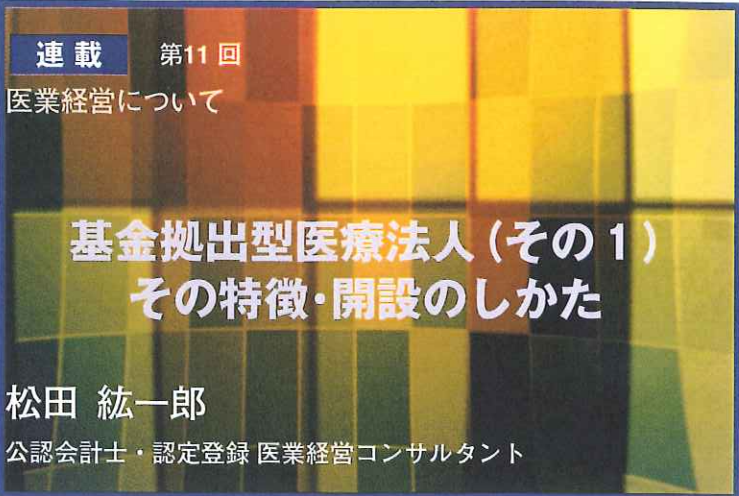
高橋俊雄 (東京都病院経営本部顧問 [医師アカデミー担当]、東京都立駒込病院名誉院長、京都府立医科大学名誉教授)

ラクトフェリンとリポ多糖 (LPS) 安藤邦雄 (腸溶性ラクトフェリン研究会常任理事)

関西JMS 「サイトカイン」は、免疫システムのアクセル・ハンドル・ブレーキ

医療・福祉の総合情報誌 ©





第5次改正医療法（以下「法」という）は、医療法人制度の大改革が、その「目玉」の一つであり、その基本は「非営利性」の徹底にあります。それは、医療法人の98%を占める社団（持分あり）法人の経過措置型（附則で「当分の間存続」化と、持分なし法人である基金拠出型（拠出のないものも含む）医療法人の創設であり、法施行（平成19年4月1日）後の医療法人の新設は後者のみ（医療法人・財団を含む）となります。この号は、基金拠出型医療法人（以下「基金拠出型法人」という）を2回に分け（その1）として、その特徴・開設の

しかたなどについて説明をします。

拠出型法人基金の特徴

（1）基金の定義

「基金」とは、医療法施行規則第30条の37第1項に規定する基金のことであり、社団である医療法人（以下「医療法人」という）で持分の定めのないものに拠出された金銭その他の財産であつて、当該医療法人が拠出者に対して同省令および当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い、返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいいます。

なお、医療法人で持分の定めのないものは、社会医療法人（医療法第42条の2第1項）、特別医療法人（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律・附則第8条）および特定の医療法人（租税特別措置法・第67条の2第1項）および医療法人・財団は含まれませんので注意が必要です。

（2）基金の主な特徴

- ①基金制度は、医療法人個々の判断により、定款の定めによって任意に設けることができること。
- ②基金制度を採用しても拠出（寄附）は受けられること。
- ③基金の用途に関しては、新設医療法人の設立資金、運転資金、設備投資資金等その使

途は制限されないこと。しかし、基金を返還するための基金の募集はできませんので注意が必要です。

- ④基金は、外部から調達する劣後債務の一形態であること。
基金は、長期借入金の性質を持っていますが、すべての債務の弁済後に弁済される債務であります。
- ⑤基金拠出者は必ずしも社員たる地位を有するとは限らず、基金拠出者でなくても社員となることは可能なこと。
- ⑥基金拠出者は個人、法人を問わず、株式会社、NPO法人、他の医療法人等も基金を拠出することができます。
- ⑦基金の募集は、医療法人設立時・医療法人設立後および移行時・移行後でも資金必要時に行うことができうること。
- ⑧基金返還の手続きは、基金の募集と同様、基金の返還手続きは、定款に定めること。
- ⑨基金の返還に関しては、拠出額を限度とし、現金で返還することとなっていること。現物財産の拠出の場合も拠出時点の現物財産の価額で現金での返還をしなければなりません。
- ⑩基金の所有および返還にかかる債権に基金の返還までの期間および返還時は利息をつけることはできないこと。
- ⑪基金の返還原資は、毎事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られること。

基金は、返還の期日が定款で定められていても、医療法人の貸借対照表上の純資産額が基金の総額を超えていなければ、基金の返還はできません。

貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超えているにもかかわらず、現金・預金等が返還原資に不足している場合には、現金のみの基金募集をすることは可能です。

⑫基金を返還する場合、返還額に相当する金額を代替基金として純資産の部に計上し、代替基金は取り崩すことができないこと。

⑬基金拠出型医療法人から基金拠出なし医療法人への変更は、定款変更で行うことが可能なこと。また、基金拠出なしになった医療法人が、基金拠出型医療法人に再びなることも可能なこと。

これらは、社員総会決議による定款変更で、移行は自由に行うことができます。

基金の募集等の手続き

(1) 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め

医療法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができ旨を定款で定めることができますが、この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければなりません。

- ①基金の拠出者の権利に関する規定
- ②基金の返還の手続き

(2) 募集事項の決定

医療法人は、基金を引き受ける者の募集を

しようとするときは、その都度、次に掲げる事項（以下「募集事項」という）を定めなければなりません。

- ①募集にかかると基金の総額
- ②金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨ならびに当該財産の内容及び価額
- ③基金の拠出にかかる金銭の払い込みまたは

- ②の財産の給付の期日またはその期間

(3) 基金の申し込み

①医療法人は、基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引き受けの申し込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければなりません。

ア医療法人の名称
イ募集事項

ウ金銭の払い込みをすべきときは、払い込みの取り扱いの場所

エ基金の拠出者の権利に関する規定
オ基金の返還の手続き

カ定款に定められた事項（アからオまでに掲げる事項を除く）であって、当該医療法人に対して基金の引き受けの申し込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

②基金を引き受ける者の募集に応じて基金の引き受けの申し込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を医療法人に交付しなければなりません。

ア申し込みをする者の氏名または名称および住所

イ引き受けようとする基金の額

- ③医療法人は、①に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨および当該変更があった事項を②の申し込みをした者（以下「申し込み者」という）の住所に通知しなければなりません。

(4) 基金の割り当て

①医療法人は、申し込み者の中から基金の割り当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる基金の額を定めなければなりません。この場合において、医療法人は、当該申し込み者に割り当てる基金の額を、(3)の額よりも減額することができます。

②医療法人は、(3)の③の期日「(3)の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日」の前日までに、申し込み者に対し、当該申し込み者に割り当てる基金の額を通知しなければなりません。

(5) 基金の申し込みおよび割り当てに関する特則

(3)および(4)は、基金を引き受けようとする者が、その総額の引き受けを行う契約を締結する場合には、適用しません。

(6) 基金の引き受け

次に掲げる者は、当該基金の額について基金の引き受け人となります。

- ①申し込み者：医療法人が割り当てた基金の額
- ②(5)の契約により基金の総額を引き受けたる者：その者が引き受けた基金の額

なお、一定の条件のもと金銭以外の財産の

拠出も可能ですが、譲渡所得の基因となる資産（土地・建物等）の拠出は、譲渡所得課税がなされますので注意してください。

（フ）貸借対照表の区分表示

①基金の総額および代替基金により計上された金額は、貸借対照表の純資産の部に基金および代替基金の科目をもって計上しなければなりません。

②基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上できません。それらの貸借対照表への記載は、次のようになります。

経過措置型の資本金、資本剰余金等を資本剰余金に振り替えた持分のない法人です（施行規則第30条の34）。劣後債務（所定の要件による返還義務あり）を基金として表示、返還した基金を代替基金（返還した金額がなければ記載不要）に振り替え記載します。

負債の部		
資産の部	純資産の部	
	I 資本剰余金	×××
	II 利益剰余金	×××
	1 代替基金	×××
	2 その他の利益剰余金	×××
III 評価・換算差額等	×××	
IV 基金	×××	

貸借対照表（一部）

基金拠出型法人のメリット・デメリット

（一）医療法人側のメリット（列挙）

①基金拠出者に限定がないこと

基金拠出者は、個人、法人を問わないため基金拠出者を広く募集することができます。また、基金拠出者には非同族要件が付されていないため、理事長および理事長親族のみの基金拠出を行うことも可能です。

②基金の用途に制限がないこと

基金の用途に制限がないため、資産の取得あるいは運転資金の調達として、基金を募集することが可能です。

③基金の拠出額に制限がないこと

基金の用途には制限が付されていないため、必要資金のすべてを基金で調達することが理論上可能であり、土地や建物等不動産、医療機器、インフラ整備、運転資金等医療法人が必要としている資金を基金で調達することが可能です。

④基金には利息をつける必要がないこと

医療法人は、拠出された基金がかなり多額であっても利息を支払う必要がないため、医療法人の運営において、利息という経費が発生せず、基金返還時においても利息を支払うことができます。

⑤基金の返還が無理なく行えること

基金の返還については、施行規則第30条の37において「基金の返還原資は、毎事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られる」と

規定されており、借入金のように毎月返済原資がなくても返済しなければならぬものではないため、医療法人経営の安定した運営に貢献します。

（二）医療法人側のデメリット（列挙）

①第三者からの基金拠出はあまり期待できないこと。

医療法人側のメリットが、基金拠出者のデメリットとなるため、次に掲げる主な理由により第三者からの基金拠出はあまり期待することはできません。

ア基金には利息を付することができず、基金返還時においても基金拠出時の拠出額で返還することとなりますので、拠出者が基金を拠出したことによる経済的利益を期待することはできないこと。

イ現金以外の基金拠出に関しては、基金拠出者に課税される場合があること。

ウ法人の解散時、破綻時には劣後となること。
②公益性が担保されていないため法人税に関しては、医療法人は普通法人並みに課税されること。

③経過措置型法人が基金拠出型法人を含む持分なし医療法人へ移行する際の、移行時税制が未定であること。

基金拠出型法人の設立

（一）募集手続きの主な手順

（二）申請書類について

基金拠出型法人の申請書類は、基金を利用

ステップ	項目	内容
1 Step	定款を定める	基金を引き受ける者の募集等に関する定款を定める。 ①基金の拠出者の権利に関する規定 ②基金の返還の手続き 次の内容の募集要項の決定
2 Step	募集要項の決定	①募集にかかる基金の総額 ②金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨ならびに当該財産の内容および価額 ③基金の拠出にかかる金銭の払い込みまたは②の財産の給付の期日またはその期間 基金拠出申し込み者に対して以下の項目を通知
3 Step	募集要項の通知	(設立時) ①設立にかかる都道府県知事の認可の年月日 ②医療法44条2項1号、4号、2号および10号に掲げる事項 ③設立時社員の氏名または名称および住所 ④会計年度 ⑤社団医療法人の名称 ⑥募集事項 ⑦金銭の払い込みをすべきときは、払い込みの取り扱いの場所 ⑧基金の拠出者の権利に関する規定 ⑨基金の返還の手続き ⑩定款に定められた事項(①から⑤までに掲げる事項を除く)であって、設立時社員に対して基金の引き受けの申し込みをしようとする者が設立時社員に対して通知することを請求した事項
4 Step	基金の割り当て	申し込み者の中から基金の割り当てを受ける者および割り当て基金の額を決定する。
5 Step	基金の割り当て通知	申し込み者へ基金の割り当ての有無および基金の額を通知
6 Step	基金の拠出の履行	期間内の申し込み者からの金銭または現物拠出財産の拠出をもって基金とする。

基金導入の主な手順

しない一般の医療法人の認可申請書類に基金拠出にかかる固有の書類の提出が必要となります。基金拠出型法人の申請添付書類は、都道府県により多少異なります。

都道府県知事への申請書類として次の書類が必要です。

①医療法人の定款(寄附行為)変更認可申請書
②添付書類
③定款の新旧条文対照表
ア新定款(案)

イ定款に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類(変更することを

決議した社員総会または理事会の議事録の写し「原本と相違ない旨の理事長の証明があること」)

基金の募集にかかわる固有の書類は、次の4種です。

- ・基金募集通知書
- ・基金引き受け申し込み書
- ・基金割当通知書
- ・基金拠出契約書

必ずび

この号は、新しく創設された、基金拠出型

法人について、その特徴や基金の募集等の手続き、法人側のメリット・デメリット、基金拠出型法人の設立の概要を示しました。医療法人の設立手続き自体は、従来とあまり異なるものではありませんが、基金という全く新しい劣後債務の概念が資金調達の手段として導入されたことにメリット・デメリットを吟味して、その導入の有無を検討すべきです。

松田 紘一郎 税理士・公認会計士事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋3-6-12 正栄ビル8F

Tel:03-5159-3377(代) Fax:03-5159-3741

http://www.health-iso.co.jp

e-mail:Matsuda@health-iso.co.jp

(社)日本医療法人協会・監事・専門委員

(社)日本医業経営コンサルタント協会・常務理事

(財)アイザワ記念育英財団・理事長

ヘルスケアマネジメント協会・会長

秀明大学 総合経営学部 医療福祉マネジメントコース・教授

日本大学大学院・グローバルビジネス研究科・講師
有限責任中間法人 日本中小企業経営支援専門家協会・医業経営部会長



松田 紘一郎
公認会計士・認定登録
医業経営コンサルタント

【筆者紹介】